平成２８年（フ）第２４５号
広島市東区牛田東３丁目18番５号
債務者　山城　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５８号
広島市安佐南区古市１丁目30番32―801号
債務者　村田　義宜
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７４号
広島市南区東雲本町２丁目13番14―502号、申立時の住所広島市西区草津本町７番１号
債務者　土居美乃里（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９９号
広島市安佐北区亀山南２丁目54番15号
債務者　瀬戸　康隆（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３３号
広島市安芸区中野東２丁目34番１号、住民票上の住所広島市西区三滝本町１丁目14番28号
債務者　田島ノブコ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３７号
広島市安芸区船越南３丁目８番２―412号
債務者　田平　智子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５号
山口県阿武郡阿武町大字奈古2920番地17
債務者　奥村　浩士
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第９５号
長崎県長崎市平山町342番地
債務者　渡部　勝馬
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
大分県日田市大山町東大山1881番地２
債務者　髙倉　光夫
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第５８号
北海道勇払郡むかわ町福住２丁目56番地６ハイツタンポポＢ
債務者　友近　昌美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４１号
福島市鳥谷野字水汲田26―５リベラルハイツ103号室、住民票上の住所福島県相馬郡飯舘村飯樋字原138番地
債務者　桑折　弘子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
福島県二本松市下川崎字町畑22番地市営住宅下川崎団地９号
債務者　黒須　秋雄
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
福島県南相馬市原町区牛来字大塚270番地の１　竹中工務店ＪＶ宿舎Ｉ棟19
債務者　船木　　工
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第８６号
新潟市中央区関屋金鉢山町53番地17　ヒルズ柿乃木坂302号
債務者　北見　祐介
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
新潟県燕市吉田弥生町18番20号、前住所新潟県燕市吉田東栄町32番６号
債務者　木村　尚司
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２０号
新潟県五泉市伊勢の川２番18号
債務者　五十嵐美代
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４７号
新潟市北区新元島町3900番地18
債務者　藤田　清一（旧姓大杉）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部